

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和7年11月7日(金)午後2時～
京都府庁3号館第7会議室
(Web会議方式併用)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配付資料一覧

- 資料1-1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿
- 資料1-2 京都府環境影響評価専門委員会規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領
- 資料3 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書について(諮問)
- 資料4 京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ
- 資料5-1 計画段階環境配慮書の概要と手続等
- 資料5-2 乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書手続の流れ
- 資料5-3 計画段階環境配慮書等正誤表
- 資料6 事業者確認事項一覧
- 資料7 関係市町意見
- 資料8 答申案
- 資料9 (参考)委員意見、関係市町等意見、確認事項まとめ

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期:令和7年2月26日～令和9年2月25日)

氏名	職名
荒川 朱美 あらかわ あけみ	京都芸術大学芸術学部教授
大下 和徹 おおした かずゆき	京都大学大学院工学研究科准教授
勝見 武 かつみ たけし	京都大学大学院地球環境学堂教授
黒坂 則子 くろさか のりこ	同志社大学法学部教授
佐古 和枝 さこ かずえ	関西外国语大学英語国際学部教授
清水 芳久 しみず よしひさ	京都大学名誉教授
高野 靖 たかの やすし	京都大学名誉教授
徳地 直子 とくち なおこ	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
中尾 史郎 なかお しろう	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
成瀬 元 なるせ はじめ	京都大学大学院理学研究科教授
布野 隆之 ふの たかゆき	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科准教授
松井 淳 まつい きよし	奈良教育大学名誉教授・特任教授
山地 一代 やまじ かずよ	神戸大学大学院海事科学研究科教授
吉村 真由美 よしむら まゆみ	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所四国支所 産学官民連携推進調整監
渡邊 紹裕 わたなべ つぎひろ	京都大学名誉教授・特任教授

(五十音順) (令和7年4月1日現在)

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号
改正 令和5年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、総合政策環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が専門委員

会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料2

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができます。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍聴要領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

- 傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帶出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを行なわない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

7 環管第216号

令和7年8月25日

京都府環境影響評価専門委員会 委員長 様

京都府知事 西脇 隆俊



乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階
環境配慮書について（諮問）

京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）
第7条の3の規定により、下記の者から一般廃棄物処理施設の設置に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の提出がありました。

つきましては、当該配慮書の内容について、条例第7条の6第1項の規定により、
貴専門委員会の意見を求めます。

記

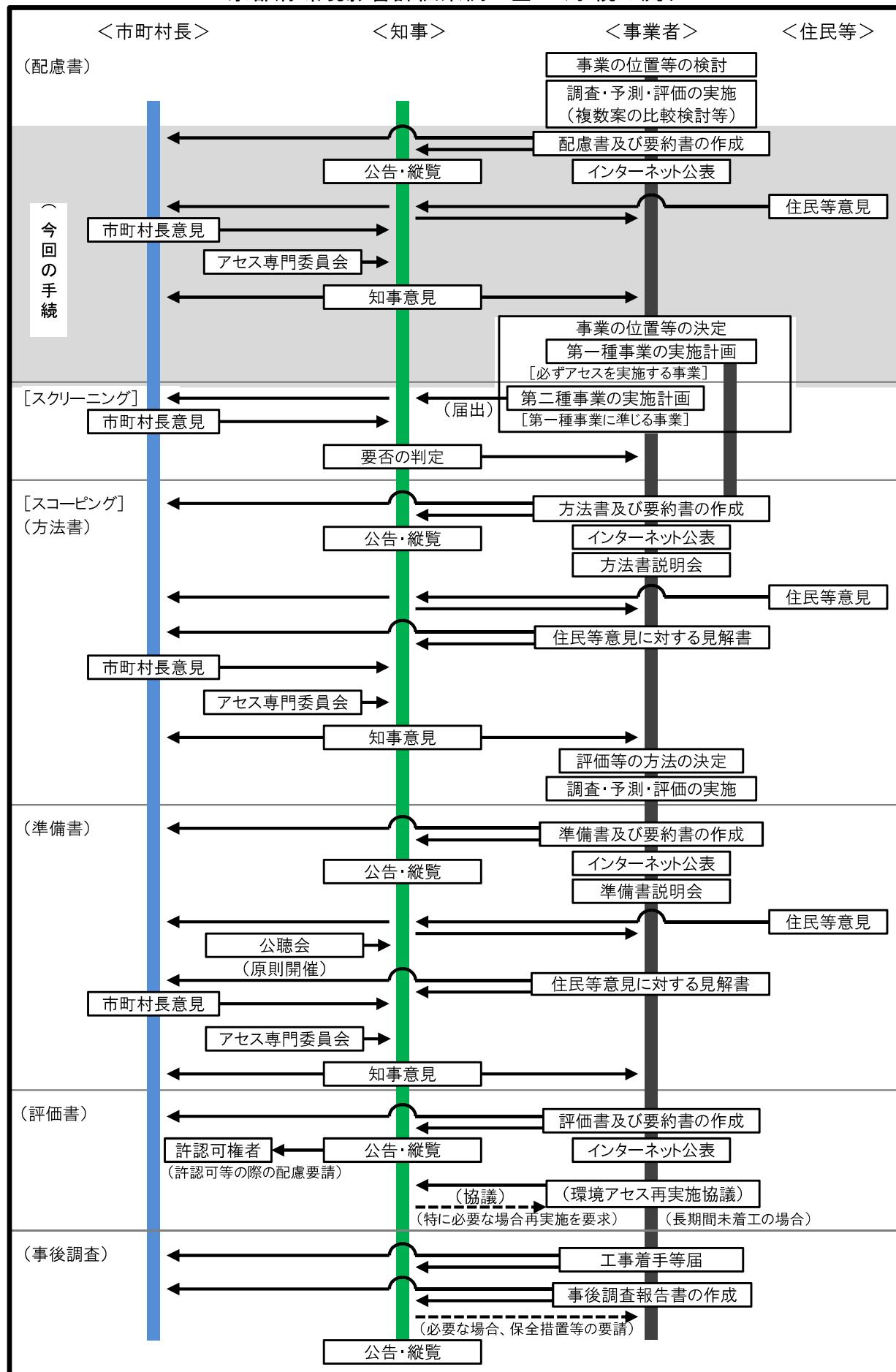
乙訓環境衛生組合

管理者 前川 光

(諮問理由)

条例第7条の6第1項において、「知事は、配慮書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとする。」とされており、条例第7条の3の規定により乙訓環境衛生組合から提出のあつた計画段階環境配慮書の内容について、京都府環境影響評価専門委員会の意見を求めるものです。

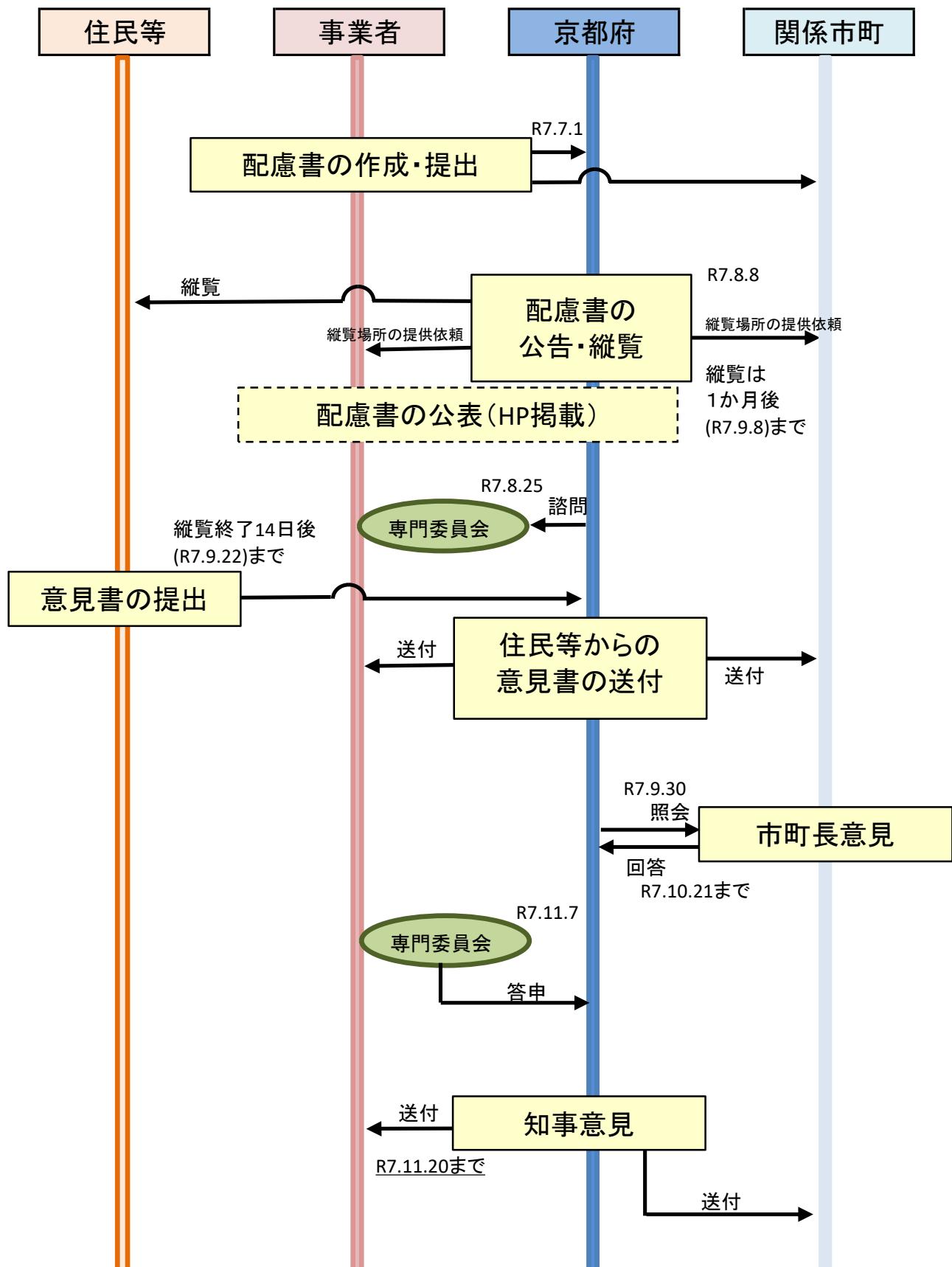
京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ



計画段階環境配慮書の概要と手続等

事業者	乙訓環境衛生組合（管理者 前川 光）		
事業実施想定区域	乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32		
事業名称	乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）		
事業の内容	<p>一般廃棄物焼却施設の設置</p> <p>（京都府環境影響評価条例施行規則 別表 6 (3)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。）</p> <p>一般廃棄物の処理能力 123トン／日（5.125トン／時間）</p>		
稼働開始年度（予定）	令和15年度		
計画段階関係地域	<p>事業実施想定区域から半径2.8kmの範囲</p> <p>（含まれる市町村：京都市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町）</p> <p>*煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね4倍</p>		
事業計画案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○位置、施設規模の複数案は設定しない。 ○煙突高さ（59m又は78m） ○煙突位置（施設北側又は施設南側） 		
計画段階配慮事項	工事中	なし	
	供用後	大気質 類（施設の稼働）	SO ₂ 、SS、NO ₂ 、HCl、水銀、ダイオキシン （文献、予測式）
年月日（予定）	手続等		
令和7年 8月8日	配慮書公告・縦覧（～9/8）、意見募集（～9/22）		
8月25日	環境影響評価専門委員会（第1回）		
～10月21日	関係市町長意見		
11月7日	環境影響評価専門委員会（第2回）		
～11月20日	知事意見送付		

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る
計画段階環境配慮書手続の流れ



乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書
【正誤表】

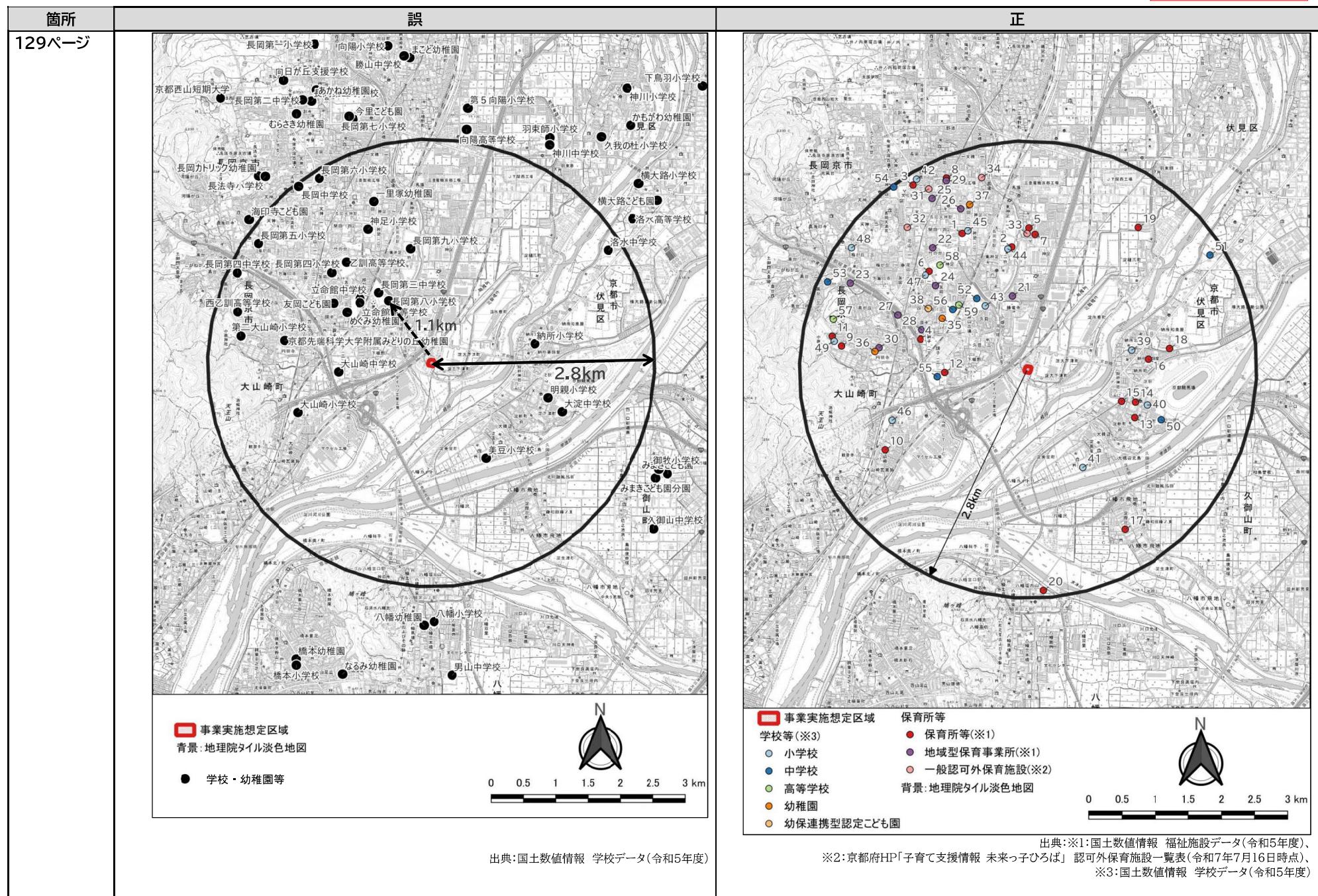
箇所	誤	正
3ページ 1-3-1 事業の目的	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、 <u>令和15年度</u> までの稼働を予定しております、	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、 <u>令和14年度</u> までの稼働を予定しております、
13ページ 表5	On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)	削除
24ページ 図3 京都市道淀 146号線の位 置		
102ページ イ.人と自然と の触れ合いの 活動の状況	本文 上から9行目 公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺(山崎聖天)、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒビール大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しております、	本文 上から9行目 公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺(山崎聖天)、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒグループ大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しております、
127ページ ア.学校	計画段階関係地域の市区町ごとの学校数・児童・生徒数を表101に、計画段階関係地域内の学校等のリストを表102に、分布を図38に示す。計画段階関係地域には25の学校があり、本事業実施想定区域から最も近いのは <u>長岡第八小学校</u> で、直線距離で約1.1kmの位置にある。	計画段階関係地域の市区町ごとの学校数、児童・生徒数を表101に示す。 計画段階関係地域内の <u>環境保全についての配慮が必要な学校等</u> を表102に、分布を図38に示す。 計画段階関係地域には59の学校等があり、本事業実施想定区域から最も近いのは <u>いしはら保育室 長岡京</u> で、直線距離で約1kmの位置にある。

箇所	誤						正						
127ページ 表101	表中の上から4つ目の自治体名(大山崎町の下の「大山崎町」)						表中の上から4つ目の自治体(大山崎町の下を「久御山町」に修正し表中の数値を修正)						
	大山崎町	幼稚園	1	0	0	0	12	久御山町	幼稚園	3	64	209	211
		小学校	1	10	5	17	22		小学校	3	59	349	304
		中学校	-	0	0	0	0		中学校	1	34	208	197
		高等学校	-	-	-	-	0		高等学校	1	51	358	357

箇所	誤			正
128ページ 表102	分類	No.	名称	所在地
幼稚園・ 保育所等	1	めぐみ幼稚園	長岡京市調子1-1-19	
	2	京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山1-5	
	3	一里塚幼稚園	長岡京市開田2-2-3	
	4	友岡こども園	長岡京市友岡3-8-18	
小学校	5	納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺1	
	6	明親小学校	京都市伏見区淀池上町106	
	7	美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町1244	
	8	長岡第六小学校	長岡京市長岡2-3-1	
	9	長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺29-1	
	10	長岡第九小学校	長岡京市東神足2-17-1	
	11	神足小学校	長岡京市神足3-2-1	
	12	大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺百百18	
	13	長岡第四小学校	長岡京市友岡1-2-4	
	14	長岡第五小学校	長岡京市下海印寺東山1	
	15	第二大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺西法寺26	
	16	大淀中学校	京都市伏見区淀下津町257-7	
	17	洛水中学校	京都市伏見区横大路竜ヶ池31	
	18	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺28-1	
中学校	19	長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田1-1	
	20	長岡中学校	長岡京市天神4-5-1	
	21	大山崎中学校	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田15-1	
	22	立命館中学校	長岡京市調子1-25-1	
	23	西乙訓高等学校	長岡京市下海印寺西明寺41	
高等学校	24	乙訓高等学校	長岡京市友岡1-1-1	
	25	立命館高等学校	長岡京市調子1-25-1	
出典:国土数値情報 学校データ(令和5年)				
・保育所、地域型保育事業所、一般認可外保育施設を追加しました。				
	分類	No.	名称	所在地
保育所	1	開田保育所	長岡京市神足3-2-20	※1
	2	こうたり保育園	長岡京市東神足2-17-2	※1
	3	新田保育所	長岡京市長岡2-3-2	※1
	4	ひまわり保育園	長岡京市調子2-88-1	※1
	5	さくらんぼ保育園	長岡京市神足垣外ヶ内1	※1
	6	きらら保育園	長岡京市友岡1-2-3	※1
	7	きりしま保育園	長岡京市神足森本13-1	※1
	8	ゆりかご保育園	長岡京市長岡1-17-15	※1
	9	大山崎さくらの里保育園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺25-6-7	※1
	10	大山崎町立大山崎町保育所	乙訓郡大山崎町字大山崎小字堀尻15	※1
	11	大山崎町立第2保育所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前17	※1
	12	大山崎町立第3保育所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田45	※1
	13	よど保育園	京都市伏見区淀下津町96	※1
	14	淀白鳥保育園	京都市伏見区淀池上町151-10	※1
	15	淀白鳥保育園分園	京都市伏見区淀池上町147-2	※1
	16	城之内保育園	京都市伏見区納所樂師堂27-306	※1
	17	つばみ保育園	京都市伏見区淀際目町183-1	※1
	18	ピノキオ保育園	京都市伏見区納所下野1-7	※1
	19	まごころ保育園	京都市伏見区羽束師古川町578-3	※1
	20	ぐすのき保育園	八幡市八幡吉野垣内3-1	※1
地域型保育事業所	21	いしはら保育室 長岡京	長岡京市城の里27-4	※1
	22	小規模保育園Cherry's Hug	長岡京市竹の台15-9	※1
	23	家庭的保育園アヤナイハウス	長岡京市下海印寺上内田18-1	※1
	24	NOZOMI保育園友岡園	長岡京市友岡1-20-5	※1
	25	ほほえみ保育園 長岡京園	長岡京市長岡1-1-11 コンフォートセブンビル1階	※1
	26	ひかり保育園 長岡天神	長岡京市開田2-7-1	※1
	27	小規模保育園アトリエ	長岡京市友岡川原25-3	※1
	28	手をつなごうあおき保育園 長岡京	長岡京市調子1-24-21	※1
	29	ココカラデザイン保育園 つむぎ園	長岡京市長岡1-8-7 ベルメゾンナカムラ1階	※1
	30	京都先端科学大学附属みどりの丘保育園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山1-5	※1
一般認可外 保育施設	31	静野幼児園	長岡京市長岡2-29-7	※2
	32	長岡京なないろ保育園	長岡京市天神1丁目15-7	※2
	33	かえで保育園	長岡京市神足垣外ヶ内1番	※2
	34	マリアンキッズインターナショナルスクール長岡京校	長岡京市馬場1丁目106-10	※2
幼稚園	35	めぐみ幼稚園	長岡京市調子1-1-19	※3
	36	京都先端科学大学附属みどりの丘幼稚園	乙訓郡大山崎町字円明寺小字殿山1-5	※3
	37	一里塚幼稚園	長岡京市開田2-2-3	※3

箇所	誤	正				
		分類	No.	名称	所在地	出典
128ページのあとに1ページ追加(128-2ページ)	—	認定こども園	38	友岡こども園	長岡京市友岡 3-8-18	※3
小学校		認定こども園	39	納所小学校	京都市伏見区納所妙徳寺 1	※3
			40	明親小学校	京都市伏見区淀池上町 106	※3
			41	美豆小学校	京都市伏見区淀美豆町 1244	※3
			42	長岡第六小学校	長岡京市長岡 2-3-1	※3
			43	長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺 29-1	※3
			44	長岡第九小学校	長岡京市東神足 2-17-1	※3
			45	神足小学校	長岡京市神足 3-2-1	※3
			46	大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺百百 18	※3
			47	長岡第四小学校	長岡京市友岡 1-2-4	※3
			48	長岡第五小学校	長岡京市下海印寺東山 1	※3
中学校		認定こども園	49	第二大山崎小学校	乙訓郡大山崎町円明寺西法寺 26	※3
			50	大淀中学校	京都市伏見区淀下津町 257-7	※3
			51	洛水中学校	京都市伏見区横大路竜ヶ池 31	※3
			52	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺 28-1	※3
			53	長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田 1-1	※3
			54	長岡中学校	長岡京市天神 4-5-1	※3
			55	大山崎中学校	乙訓郡大山崎町字円明寺小字松田 15-1	※3
高等学校		認定こども園	56	立命館中学校	長岡京市調子 1-25-1	※3
			57	西乙訓高等学校	長岡京市下海印寺西明寺 41	※3
			58	乙訓高等学校	長岡京市友岡 1-1-1	※3
			59	立命館高等学校	長岡京市調子 1-25-1	※3

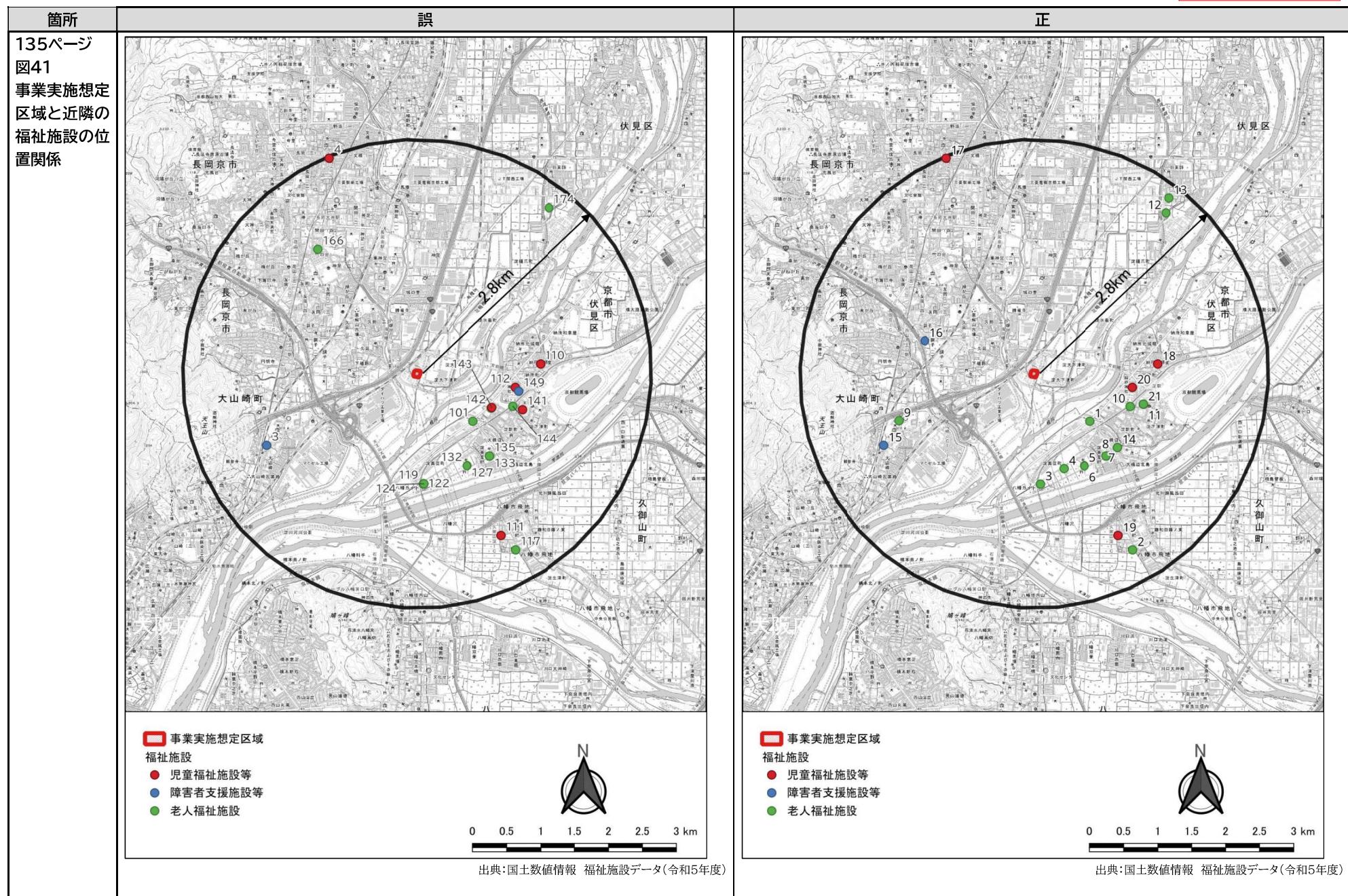
出典:※1:国土数値情報 福祉施設データ(令和5年度)、
※2:京都府HP「子育て支援情報 未来っ子ひろば」認可外保育施設一覧表(令和7年7月16日時点)、
※3:国土数値情報 学校データ(令和5年度)



箇所	誤				正			
134ページ 表105 No.14 ～No.20	No.	種別	名称	所在地	No.	種別	名称	所在地
	13	老人福祉施設	医療法人啓信会デイサービスセンターリエゾン羽束師	京都市伏見区羽束師古川町168-1	13	老人福祉施設	医療法人啓信会デイサービスセンターリエゾン羽束師	京都市伏見区羽束師古川町168-1
	14	障害者支援施設等	地域活動支援センターやまびこ	乙訓郡大山崎町字大山崎小字早稻田1	14	老人福祉施設	医療法人社団淀さんせん会金井病院デイサービスセンター愛会	京都市伏見区淀川顔町440
	15	障害者支援施設等	相談支援事業所・地域活動支援センター・アンサンブル	長岡市調子2-5-7	15	障害者支援施設等	地域活動支援センター・やまびこ	乙訓郡大山崎町字大山崎小字早稻田1
	16	児童福祉施設等	長岡市立北開田児童館	長岡市長岡1-26-27	16	障害者支援施設等	相談支援事業所・地域活動支援センター・アンサンブル	長岡市調子2-5-7
	17	児童福祉施設等	納所城ノ内児童館	京都市伏見区納所薬師堂27	17	児童福祉施設等	長岡市立北開田児童館	長岡市長岡1-26-27
	18	児童福祉施設等	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555	18	児童福祉施設等	納所城ノ内児童館	京都市伏見区納所薬師堂27
	19	児童福祉施設等	クローバーロード	京都市伏見区淀本町173-59	19	児童福祉施設等	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555
	20	児童福祉施設等	淀白鳥保育園分園	京都市伏見区淀池上町147-2	20	児童福祉施設等	クローバーロード	京都市伏見区淀本町173-59
	21	児童福祉施設等	淀児童館	京都市伏見区淀池上町131-1	21	児童福祉施設等	淀児童館	京都市伏見区淀池上町131-1

・No.14を追加し、修正前の表のNo.14～19の番号が繰り下げとなっています。

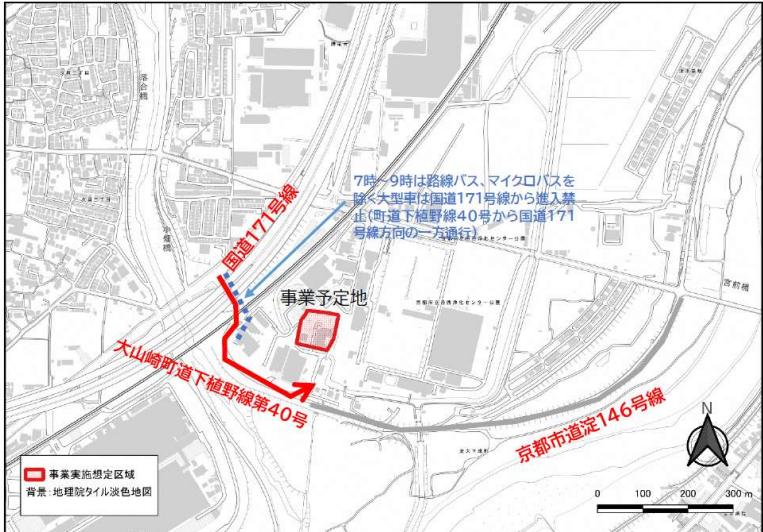
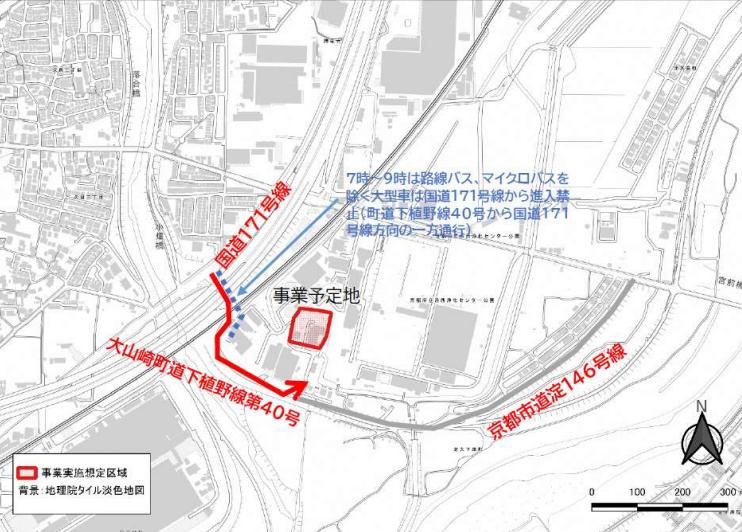
・修正前の表のNo.20の淀白鳥保育園分園を削除しました。



箇所	誤					正						
136ページ 表106	No.	種別	名称	所在地		No.	種別	名称	所在地			
	1	美術館	アサヒビル大山崎山荘美術館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字錢原5-3		1	美術館	アサヒグループ大山崎山荘美術館	乙訓郡大山崎町字大山崎小字錢原5-3			
152ページ 表111	No.	名称及び員数	棟名等	指定区分	種別	種別2	No.	名称及び員数	棟名等	指定区分	種別	種別2
	1	与杼神社拝殿 1棟		国指定	重要文化財	建造物	1	与杼神社拝殿 1棟		国指定	重要文化財	建造物
	2	自玉手祭来酒解神社神輿庫 1棟					2	自玉手祭来酒解神社神輿庫 1棟				
	3	寶積寺三重塔 1基					3	寶積寺三重塔 1基				
	4	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	本屋				4	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	本屋			
	5	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	茶室				5	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	茶室			
	6	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	閑室		史跡	史跡	6	聴竹居(旧藤井厚二自邸) 3棟	閑室			
	7	石清水八幡宮五輪塔 1基	五輪塔 1基				7	石清水八幡宮五輪塔 1基	五輪塔 1基			
	8	妙喜庵書院及び茶室(待庵) 2棟	茶室(待庵) (1棟)				8	妙喜庵書院及び茶室(待庵) 2棟	茶室(待庵) (1棟)			
	9	妙喜庵書院及び茶室(待庵) 2棟	書院 (1棟)				9	妙喜庵書院及び茶室(待庵) 2棟	書院 (1棟)			
	10	乙訓古墳群	恵解山古墳				10	乙訓古墳群	恵解山古墳			
	11	大山崎瓦窯跡		国登録	有形文化財	建造物	11	大山崎瓦窯跡		国登録	有形文化財	建造物
	12	乙訓古墳群	鳥居前古墳				12	乙訓古墳群	鳥居前古墳			
	13	離宮八幡宮東門 1棟					13	離宮八幡宮東門 1棟				
	14	石清水八幡宮境内					14	石清水八幡宮境内				
	15	中野家住宅土蔵					15	中野家住宅土蔵				
	16	中野家住宅茶室			有形文化財	建造物	16	中野家住宅茶室				
	17	中野家住宅主屋					17	中野家住宅主屋				
	18	石田家住宅主屋					18	石田家住宅主屋				
	19	新居家住宅主屋					19	新居家住宅主屋				
	20	自玉手祭来酒解神社本殿					20	自玉手祭来酒解神社本殿				
	21	大山崎山荘琅カン洞(トンネル)		府指定	有形文化財	建造物	21	大山崎山荘琅カン洞(トンネル)		府指定	有形文化財	建造物
	22	アサヒビル大山崎山荘美術館本館					22	アサヒグループ大山崎山荘美術館本館				
	23	大山崎山荘栖霞楼(物見塔)					23	大山崎山荘栖霞楼(物見塔)				
	24	アサヒビル大山崎山荘美術館檻の木茶屋					24	アサヒグループ大山崎山荘美術館檻の木茶屋				
	25	アサヒビル大山崎山荘美術館彩月庵					25	アサヒグループ大山崎山荘美術館彩月庵				
	26	大山崎山荘旧車庫(京都府休憩所)			有形文化財	建造物	26	大山崎山荘旧車庫(京都府休憩所)				
	27	中村家住宅表門					27	中村家住宅表門				
	28	中村家住宅上の蔵					28	中村家住宅上の蔵				
	29	中村家住宅大歌堂					29	中村家住宅大歌堂				
	30	離宮八幡宮透堀					30	離宮八幡宮透堀				
	31	長岡天満宮本殿 1棟		府登録	有形文化財	建造物	31	長岡天満宮本殿 1棟		府登録	有形文化財	建造物
	32	宝積寺 2棟					32	宝積寺 2棟				
	33	宝積寺 2棟	仁王門 (1棟)				33	宝積寺 2棟	仁王門 (1棟)			
	34	石造宝篋印塔 1基			天然記念物	建造物	34	石造宝篋印塔 1基				
	35	石造五重塔(現九重) 1基					35	石造五重塔(現九重) 1基				
	36	キリシマツツジ 1群		長岡京市指定	天然記念物	史跡	36	キリシマツツジ 1群		長岡京市指定	天然記念物	史跡
	37	開田城跡土壘					37	開田城跡土壘				

箇所	誤	正																																				
177ページ	下から7行目 $U = Us \times (He/H_o)^P$ <p>Us : 観測高度(10m)における地上風速(m/s) P : べき指数</p>	下から7行目 $U = Us \times (He/\underline{H_s})^P$ <p>Us : 観測高度(10m)における地上風速(m/s) $\underline{H_s}$: <u>観測高度(10m)</u> P : べき指数</p>																																				
179ページ	※赤字部分 ●有風時の拡散パラメータ(水平方向) $\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$ ●有風時の拡散パラメータ(鉛直方向) $\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$	※赤字部分 ●有風時の拡散パラメータ(水平方向) $\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$ ●有風時の拡散パラメータ(鉛直方向) $\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$																																				
182ページ 表125 バックグラウンド濃度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>0.001ppm</td> <td>向陽測定局R2～R4の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>0.01ppm</td> <td>向陽測定局R2～R4の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>0.015mg/m³</td> <td>大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.015pg-TEQ/m³</td> <td>京都府内のR2～R4の平均値</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0μg/m³/N</td> <td>京都府内の測定値がないため0とする</td> </tr> </tbody> </table>	項目	バックグラウンド濃度	備考	二酸化硫黄	0.001ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均	二酸化窒素	0.01ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均	浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均	ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	京都府内のR2～R4の平均値	水銀	0 μ g/m ³ /N	京都府内の測定値がないため0とする	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>0.001ppm</td> <td>久御山測定局R3～R5の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>0.01ppm</td> <td>大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>0.015mg/m³</td> <td>大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.015pg-TEQ/m³</td> <td>久御山測定局R3～R5の平均値</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0μg/m³</td> <td>京都府内の測定値がないため0とする</td> </tr> </tbody> </table>	項目	バックグラウンド濃度	備考	二酸化硫黄	0.001ppm	久御山測定局R3～R5の年平均値の平均	二酸化窒素	0.01ppm	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均	浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均	ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	久御山測定局R3～R5の平均値	水銀	0 μ g/m ³	京都府内の測定値がないため0とする
項目	バックグラウンド濃度	備考																																				
二酸化硫黄	0.001ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均																																				
二酸化窒素	0.01ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均																																				
浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均																																				
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	京都府内のR2～R4の平均値																																				
水銀	0 μ g/m ³ /N	京都府内の測定値がないため0とする																																				
項目	バックグラウンド濃度	備考																																				
二酸化硫黄	0.001ppm	久御山測定局R3～R5の年平均値の平均																																				
二酸化窒素	0.01ppm	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均																																				
浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均																																				
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	久御山測定局R3～R5の平均値																																				
水銀	0 μ g/m ³	京都府内の測定値がないため0とする																																				

【正誤表】

箇所	誤	正
2ページ 1-3-1 事業の目的	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、 令和15年度までの稼働を予定しており、	本文 下から3行目 現ごみ処理施設は75t/日×3炉(225t/日)の施設であり、 令和14年度までの稼働を予定しており、
11ページ 表5	On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉:12)	削除
22ページ 図3 京都市道淀 146号線の位 置		
35ページ	1.人と自然との触れ合いの活動の状況 下から3行目 アサヒビール大山崎山荘美術館	1.人と自然との触れ合いの活動の状況 下から3行目 アサヒグループ大山崎山荘美術館
37ページ ア.学校	計画段階関係地域には25の学校があり、本事業実施想定区域から最も近いのは <u>長岡第八小学校</u> で、直線距離で約1.1kmの位置にある。	計画段階関係地域には <u>59</u> の学校等があり、本事業実施想定区域から最も近いのは「 <u>いしはら保育室 長岡京</u> 」で、直線距離で <u>約1km</u> の位置にある。

59ページ
表35
バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	備考	項目	バックグラウンド濃度	備考
二酸化硫黄	0.001ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均	二酸化硫黄	0.001ppm	久御山測定局R3～R5の年平均値の平均
二酸化窒素	0.01ppm	向陽測定局R2～R4の年平均値の平均	二酸化窒素	0.01ppm	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R2～R4の年平均値の平均	浮遊粒子状物質	0.015mg/m ³	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	京都府内のR2～R4の平均値	ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m ³	久御山測定局R3～R5の平均値
水銀	0 μ g/m ³ /N	京都府内の測定値がないため0とする	水銀	0 μ g/m ³	京都府内の測定値がないため0とする

前回委員会でのご意見等を受けた事業者確認事項一覧

●説明を求めた事項

分類	内容
全般	一連の関連する事業の中での本事業の位置付け等を整理すること
全般	環境影響評価における現施設の解体工事の取扱いについて整理すること
全般	第1回専門委員会において説明を省略した環境要素について必要に応じ説明すること
大気質	現焼却施設の建設時に実施した風向・風速の調査結果（1週間）を提示すること

●各項目に対する意見

分類	内容
大気質	1年間程度の継続した風向・風速の観測を行った方がよいのではないか
大気質	塩化水素等の短期平均濃度予測を行った方がよいのではないか
大気質	PM2.5の評価を行った方がよいのではないか
地球温暖化	温室効果ガスについては、メタンの影響も検討した方がよいのではないか
騒音振動	自動車の走行による住宅への影響を検討した方がよいのではないか
騒音振動	近隣における住宅の建設予定を確認した方がよいのではないか
植物	施設に近接する植生を調査するとともに、長期的な影響の評価を行った方がよいのではないか
植物	調査に用いた文献が古く、地域に沿ったより具体的なデータを調査した方がよいのではないか
景観	より生活に密接した見え方の評価を行った方がよいのではないか
景観	夜間の景観について必要に応じて検討した方がよいのではないか
埋蔵文化財	既存施設の建設時における掘削規模を上回るのであれば、調査は必要なのではないか

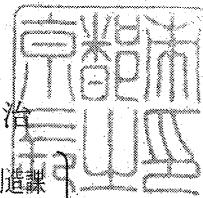
環環保第292号
令和7年10月16日

京都府知事様

京都市長 松井 孝治

担当 環境政策局環境企画部環境保全創造課

TEL: 075-222-3951



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和7年9月30日付け7環管第249号をもって照会のあった標記のこと
について、別添のとおり回答します。

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全及び創造の見地からの意見

京都市长

1 全般的な事項

- (1) 環境影響評価手続において、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行うこと。
- (2) 今後、環境影響評価手続を進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会等を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。
- (3) 環境影響評価方法書以降の手続において、以下の事項に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討すること。

2 個別事項

(1) 大気質

大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法を、その根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。

(2) 騒音・振動

工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。

(3) 温室効果ガス等

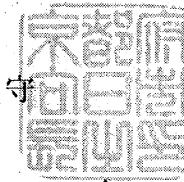
温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。

以上

7向衛第650号
令和7年10月21日

京都府知事 様

向日市長 安田 守



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和7年9月30日付け7環管第249号で照会のありました上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

意見なし

向日市環境産業部衛生環境課
担当：高野
Tel : 075-874-2189
e-mail : kankyo@city.muko.lg.jp

7長環政第176号
令和7年10月21日

京都府知事

西脇 隆俊 様

長岡京市

市長 中小路 健吾
(環境政策室担当)

京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和7年9月30日付け7環管第249号で京都府知事より照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1 届出者の氏名及び代表者名

乙訓環境衛生組合

管理者 前川 光

2 意見

- ・全般的な事項について、計画段階環境配慮書に則した内容で進めること。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避・低減すること。
- ・大気質について、長岡京市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとなるよう計画すること。
- ・水質について、処理水等の排出や工事中の濁水の影響を最小限のものになるよう計画すること。
- ・環境要素について、施設の詳細設計時には、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガス排出抑制を図ること。

担当：長岡京市環境経済部

環境政策室環境保全担当

TEL:075-955-9685（直通）

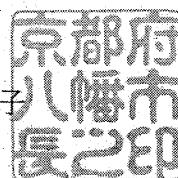
FAX:075-951-5410



八環政第761号
令和7年10月21日

京都府知事 西脇 隆俊 様

八幡市長 川田 翔子



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和7年9月30日付け7環管第249号で照会がありました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当：建設産業部 環境政策課
上田
電話：075-983-2795（直通）
FAX：075-983-1123（直通）

(別紙)

1. 第1章 1-3-2 事業の内容 (5) イ. 環境保全計画

環境法令を遵守してください。また、苦情等が発生しないよう環境の配慮に努めてください。

7大山経第350号
令和7年10月3日

京都府知事 西脇 隆俊 様

大山崎町長 前川



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和7年9月30日付、7環管第249号で依頼のありました上記のことにつき
まして、下記のとおり回答いたします。

記

意見ありません

以上

大山崎町経済環境課清掃環境係
担当：一宮
TEL：075-956-2101（内線249）
MAIL：kankyo@town.oyamazaki.lg.jp

7 久事産第 884 号
令和 7 年 10 月 20 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

久御山町長 信貴 康孝



京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書に係る
環境の保全及び創造の見地からの意見について（回答）

令和 7 年 9 月 30 日付け 7 環管第 249 号で照会のありました上記のことについて、特に
意見等ありません。

問合せ先

久御山町事業環境部 産業・環境政策課 環境企画係
担当者：南

直通電話：075-631-9964 / 0774-45-3914

F A X：075-631-6149

E-mail：sangyo@town.kumiyama.lg.jp

資料 8

(案)

令和 7 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府環境影響評価専門委員会

委員長 渡邊 紹裕

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階
環境配慮書について（答申）

令和 7 年 8 月 25 日付け 7 環管第 216 号で諮問のことについて、別紙のとおり答申します。

1 別紙

2

3 本事業は、乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）の構成市町である向日市、長
4 岡京市及び大山崎町で発生する一般廃棄物を処理するため、老朽化した既存の焼却施設
5 に代わり、同施設隣接地において新たに焼却施設を整備するものである。

6 組合では、令和7年3月に「ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、本事業により設
7 置する施設の建設予定地及び規模を決定している。そのため、本配慮書では、工作物の
8 構造・配置（煙突位置及び高さ）の違いによる複数案を設定した上で、環境保全及び創
9 造のために配慮すべき事項の検討を行っている。

10 今後の手続に当たっては、以下の点に留意するべきである。

11

12

13 **1 全般的な事項**

- 14 ○ 方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の
15 収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保
16 全措置を検討すること。
- 17 ○ 現施設の解体工事による環境影響についても調査、予測及び評価を行い、必要な環
18 境保全措置を検討すること。
- 19 ○ 環境影響評価手続を進めるに当たっては、周辺住民等に対し丁寧な説明を行うなど、
20 十分な理解を得るよう努めること。

21

22

23

24 **2 個別事項**

25 **(1) 大気質**

- 26 ○ 施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、局地風等の気
27 象条件による短期的な影響も十分考慮すること。
- 28 ○ 調査、予測及び評価を行う項目の選定に当たっては、配慮書段階では選定していな
29 かった塩化水素やPM2.5も含め必要な検討を行うこと。また、大気質の調査、予
30 測及び評価の方法については、その妥当性が確認できるよう、適切かつ分かりやすく
31 方法書に記載すること。

32

33 **(2) 騒音・振動**

- 34 ○ 工事用車両の走行による周辺住民等への影響についても十分な調査、予測及び評価
35 を行い、必要に応じて適切な配慮を検討すること。

37 (3) 動物・植物・生態系

- 38 ○ 実地調査等により現況を把握し、必要に応じて適切な配慮を検討すること。

39

40 (4) 景観

- 41 ○ 煙突及び建物の景観については、遠く離れた眺望点からの評価のみにとどまらず、
42 周辺からの日常的な景観も考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。

43

44 (5) 温室効果ガス等

- 45 ○ 排出量低減の検討は、関連する温室効果ガス削減計画も踏まえるとともに、関係車
46 両の走行や廃棄物焼却等の排出要因ごとに切り分けて排出量を算定した上で、できる
47 限り具体的に行うこと。

48

49 (6) 埋蔵文化財包蔵地

- 50 ○ 事業実施想定区域は長岡京跡に含まれるため、関係機関と協議の上、適切に対応す
51 ること。特に、過去に調査の行われていない深度までの掘削を行う場合には、埋蔵文
52 化財への影響について十分に留意すること。

項目	委員・市町意見概要	委員意見への事業者回答要旨	委員会答申（案）
全般的な事項	<p>（委員意見） ○大気質、騒音等の環境要素に対し、適切に調査、予測及び評価を行ふこと。 (※意見の詳細は以下の個別事項に記載)</p> <p>【京都市意見】 ○環境影響評価方法書以降の手続において、以下の事項（※京都市意見書内個別事項）に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討すること。</p> <p>【長岡京市意見】 ○計画段階環境配慮書に則した内容で進めること。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避・低減すること。</p> <p>【八幡市意見】 ○環境法令を遵守してください。また、苦情等が発生しないよう環境の配慮に努めてください。</p> <p>（委員意見） ○現焼却施設の解体工事について、今回の環境影響評価における取扱いを整理すること。</p> <p>【京都市意見】 ○環境影響評価手続において、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行ふこと。 ○今後、環境影響評価手続を進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会等を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>※各意見への回答は以下の個別事項に記載</p>	<p>○方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>

項目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
大気質	<p>（委員意見）</p> <p>○大気質のシミュレーションで乙訓消防本部の風向・風速のデータを利用しているが、事業実施想定区域の状況とは異なる可能性がある。現地において1年間程度の継続した風向・風速の観測を行った方がよいのではないか。</p> <p>○塩化水素等の短期平均濃度予測を行った方がよいのではないか。</p> <p>○PM2.5についても評価を行った方がよいのではないか。</p>	<p>○現地で1年間の気象測定（風向・風速、気温、湿度、日射量、放射収支量）及び4季1週間の上層気象測定の観測を実施する予定である。</p> <p>○配慮書段階では現地での詳細な気象条件や建設する建屋高さ等の短期予測に必要な諸元が未定のため、長期平均濃度予測の対象となる物質について評価を行った。短期平均濃度予測については方法書以降の段階で検討する。</p>	<p>○施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、局地風等の気象条件による短期的な影響も十分考慮すること。</p> <p>○調査、予測及び評価を行う項目の選定に当たっては、配慮書段階では選定していなかった塩化水素やPM2.5も含め必要な検討を行うこと。また、大気質の調査、予測及び評価の方法については、その妥当性が確認できるよう、適切かつ分かりやすく方法書に記載すること。</p>
	<p>【京都市意見】</p> <p>○大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法を、その根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。</p>		
	<p>【長岡京市意見】</p> <p>○大気質について、長岡京市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響を最小限のものとなるよう計画すること。</p>		<p>（再掲・全般的な事項）</p> <p>○方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保全措置を検討すること。</p>
水質	<p>【長岡京市意見】</p> <p>○水質について、処理水等の排出や工事中の濁水の影響を最小限のものになるよう計画すること。</p>		
騒音・振動	<p>（委員意見）</p> <p>○京都市道淀146号線と住宅との距離が近いため、工事用車両の走行による影響を検討した方がよいのではないか。また、沿道に新たに住宅が建てられる予定があるかどうか確認した方がよいのではないか。</p>	<p>○車両走行による周辺住宅への影響はあると考えており、方法書以降の段階で検討する。</p>	<p>○工事用車両の走行による周辺住民等への影響についても十分な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>
	<p>【京都市意見】</p> <p>○工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。</p>		

項目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
動物・植物 ・生態系	<p>（委員意見）</p> <p>○事業実施想定区域に近接する植生の調査（ヤナギ高木群落、ヨシ群落）や植物への長期的な影響の評価を行った方がよいのではないか。</p> <p>○植物の調査は、地域に沿った、より具体的なデータを根拠にした方がよいのではないか。</p> <p>（文化財保護課意見）</p> <p>○計画段階関係地域には、国指定天然記念物アユモドキ及びイタセンパラ、府登録天然記念物ギフチョウ及びハッチョウトンボの生息が確認されています。事業の実施にあたって、本種の保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法又は京都府文化財保護条例に基づく申請等が必要となります。</p>	<p>○長期的な影響については評価が難しいと考えるが、過去の操業やその他の事例等から調査を検討する予定。</p> <p>○方法書以降の段階において、具体的で地域に沿ったデータでの調査や現地調査を実施したいと考えている。</p>	<p>○実地調査等により現況を把握し、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>
景観	<p>（委員意見）</p> <p>○遠方からの眺望のみを考慮するのではなく、住宅街からの景観等、より生活に密接した見え方の評価も行った方がよいのではないか。</p> <p>○鉄道やサイクリングロード等からの見え方についても評価を行った方がよいのではないか。</p> <p>○夜間の景観についても必要に応じて検討した方がよいのではないか。</p>	<p>○煙突の位置や見え方については、近隣の住宅からだけでなく、サイクリングロードや鉄道の車窓からの人目に付きやすい場所からの景観について、方法書以降の段階で検討する。</p> <p>○航空障害灯の設置が必要になる場合には、夜間の景観が変化するので検討する。</p>	<p>○煙突及び建物の景観については、遠く離れた眺望点からの評価のみにとどまらず、周辺からの日常的な景観も考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p>
温室効果ガス等	<p>（委員意見）</p> <p>○二酸化炭素の影響のみでなく、メタンについても評価を行った方がよいのではないか。</p> <p>【京都市意見】</p> <p>○温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。</p> <p>【長岡京市意見】</p> <p>○施設の詳細設計時には、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガス排出抑制を図ること。</p>	<p>○方法書以降の段階で検討する。</p>	<p>○排出量低減の検討は、関連する温室効果ガス削減計画も踏まえるとともに、関係車両の走行や廃棄物焼却等の排出要因ごとに切り分けて排出量を算定した上で、できる限り具体的に行うこと。</p>

項目	委員・市町意見概要	事業者等回答要旨	委員会答申（案）
埋蔵文化財 包蔵地	<p>（委員意見）</p> <p>○既存施設の建設時に埋蔵文化財が確認されなかったとのことだが、既存の調査規模を上回るならば、調査は必要なのではないか。</p>	<p>○新たに掘削する場所に埋蔵文化財が包蔵されている可能性は否定できない。</p> <p>○方法書以降の手続きにおいて検討することとし、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施し、必要に応じ教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて調査を進める。</p>	<p>○事業実施想定区域は長岡京跡に含まれるため、関係機関と協議の上、適切に対応すること。特に、過去に調査の行われていない深度までの掘削を行う場合には、埋蔵文化財への影響について十分に留意すること。</p>
	<p>（文化財保護課意見）</p> <p>○当該事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地である長岡京跡が所在します。事業の実施にあたっては、当該文化財の取扱いについて京都府教育委員会及び大山崎町教育委員会と十分な協議を行ってください。なお、当該事業の実施に伴い工事中に新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、直ちに京都府教育委員会及び大山崎町教育委員会と協議してください。</p>		